

燃料電池バスの導入促進事業 助成金申請書類作成の手引き

令和3年9月

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル14階
TEL : 03-5990-5159
ホームページ : <https://www.tokyo-co2down.jp/fc-bus/index.html>

【受付時間】

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）
9：00～17：00（12時～13時を除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容	4
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	4
2.2 助成対象バスの要件（交付要綱第4条参照）	4
2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	4
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）	5
3 交付申請	6
3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）	6
3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱別表第2参照）	6
3.3 申請方法	7
3.4 申請にあたっての留意事項	7
3.5 本助成金の交付決定（交付要綱第8条参照）	8
3.6 助成金交付の条件（交付要綱第9条参照）	8
4 計画の変更等	9
4.1 助成事業の計画変更（交付要綱第11条参照）	9
4.2 事業者情報の変更（交付要綱第12条参照）	9
4.3 助成対象事業の廃止（交付要綱第14条参照）	9
4.4 軽微な変更	9
5 実績報告の提出	10
5.1 実績報告の提出（交付要綱第15条参照）	10
5.2 助成金額の確定等（交付要綱第16条参照）	10
5.3 助成金の交付等（交付要綱第17条参照）	10
6 その他	11
6.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	11
6.2 債権譲渡について（交付要綱第13条参照）	11
6.3 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）	11
6.4 処分の制限（交付要綱第23条参照）	11
6.5 助成事業の経理（交付要綱第25条）	13

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

燃料電池バスの導入促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象バスを、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象自動車の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

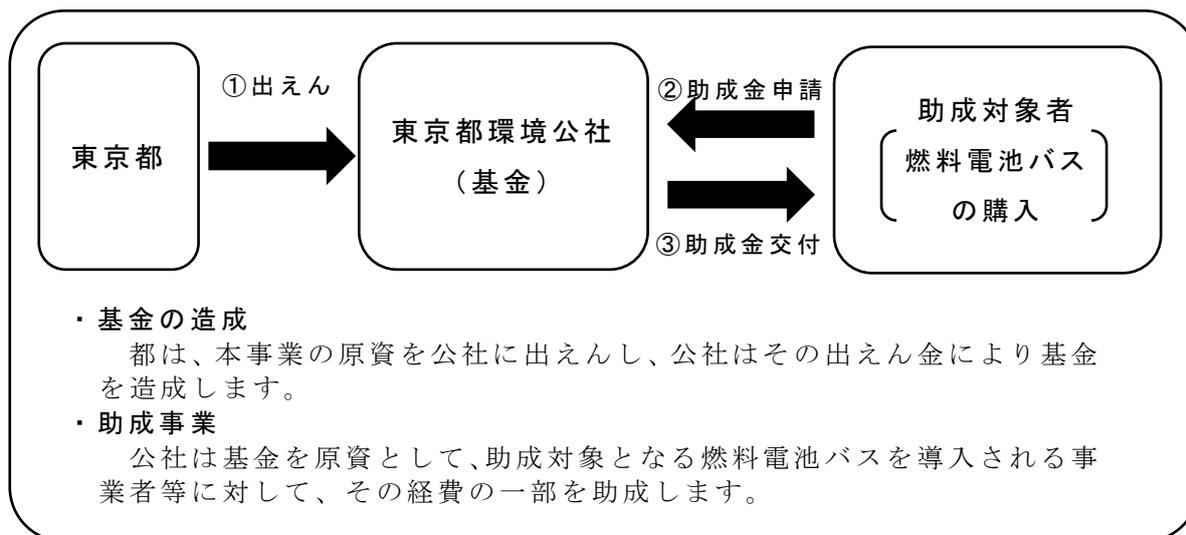
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

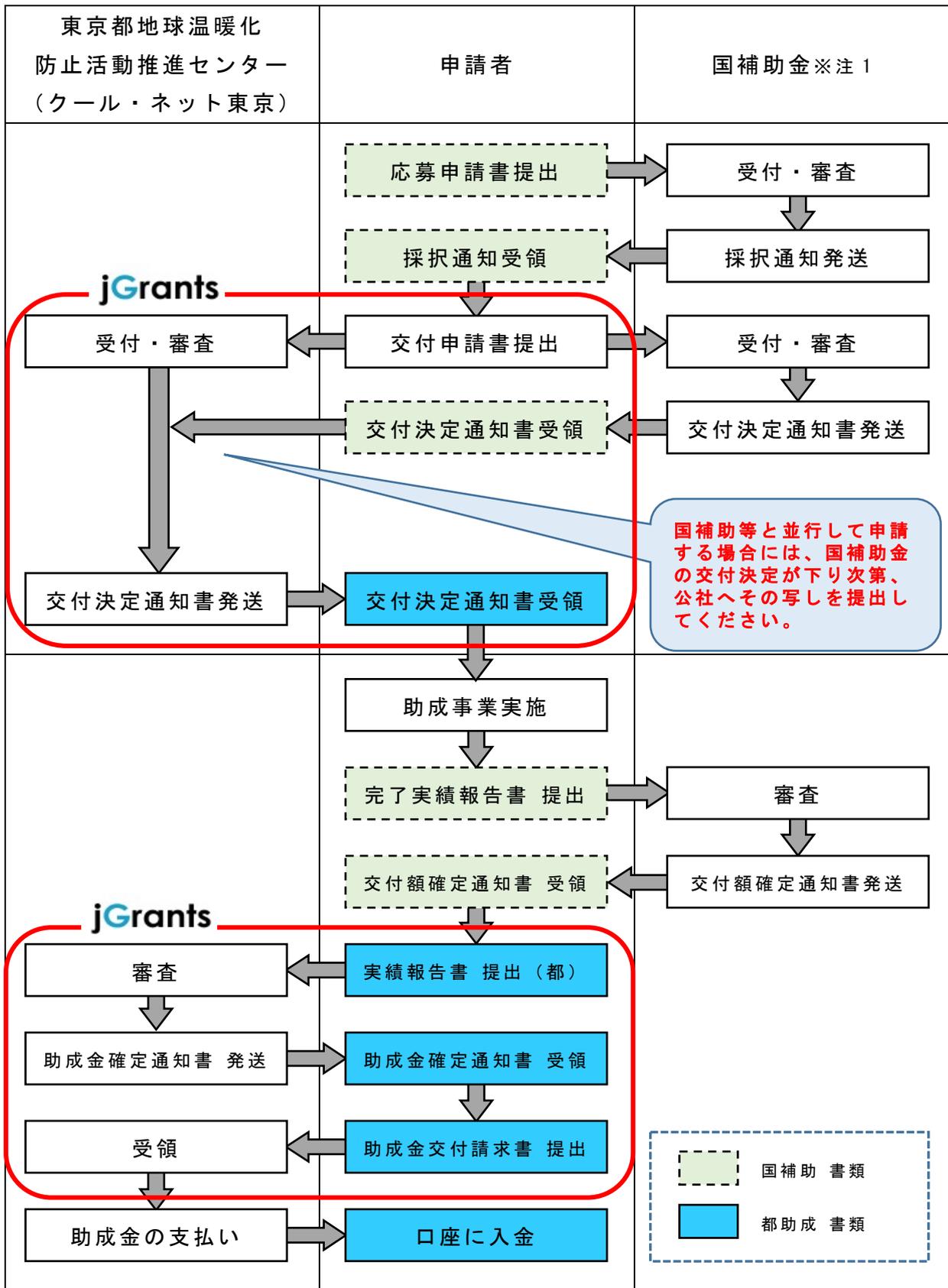
1.1 目的

燃料電池バスの導入促進事業（以下「本事業」という。）は、公益財団法人東京都環境公社が、燃料電池バスを導入するに当たり、その経費の一部を助成することにより、水素エネルギーが活用された水素社会の早期実現に向けて事業用の燃料電池バスの普及を促進することを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー



※注1 環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ水素を活用した社会インフラの低炭素化促進事業）」

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

本助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれかの要件を満たすものとします。

- (1) 民間企業（リース事業者を含む。）
- (2) 地方公共団体
- (3) 独立行政法人（※）
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 法律により直接設立された法人
- (6) その他東京都知事が認める者

※ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ただし、以下に該当する者は除きます。

- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ 過去に税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でない者

2.2 助成対象バスの要件（交付要綱第4条参照）

本助成金の交付対象となる燃料電池バス（以下「助成対象バス」という。）は、次の全ての要件も満たすものとします。

- (1) 初度登録日（助成対象バスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が令和3年5月14日から令和8年3月31日までの間である燃料電池バス（中古車を除く。）であること。
- (2) 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が都内にあること。

【助成対象と認める燃料電池バス】

メーカー名・車名	代表型式
トヨタ・SORA	ZBC-MUM1NAE

※ この他にも燃料電池バスであることが確認できれば、助成対象となります。その場合には、仕様の分かるカタログや仕様書等を申請書類として提出してください。

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

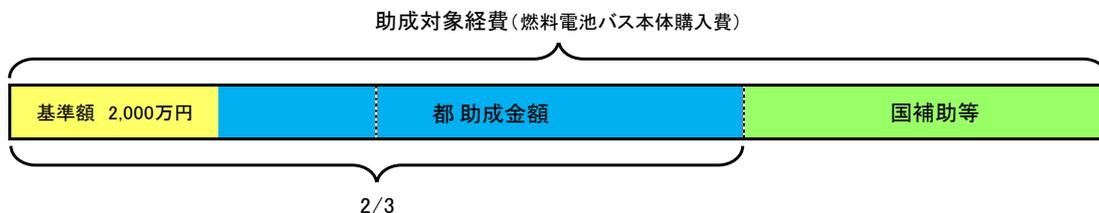
本助成金の助成対象経費は助成対象バス車両本体価格のみです。

- ※ オプション等の諸費用は含みません。
- ※ 消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。
- ※ 「3.5 本助成金の交付決定」にある、交付決定の通知の日より前に契約を締結したものの経費は、助成対象にはなりません。

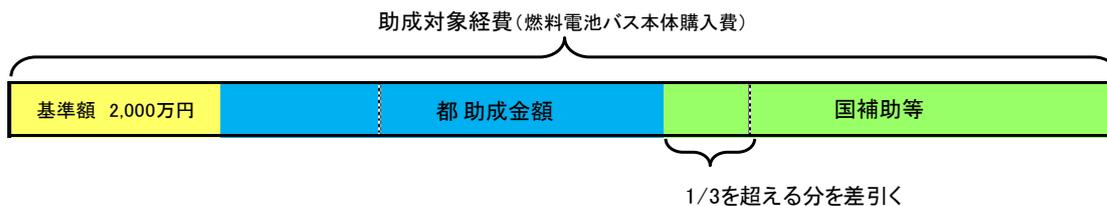
2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

- (1) 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費の2/3の額から**基準額2,000万円（※）**を差し引いた額とします。

※ 燃料電池バスと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額



- (2) 上記の規定にかかわらず、助成対象者が、助成対象経費について国その他の団体からの補助金等（以下「国補助等」という。）を併用して受ける場合において、国補助等の額が助成対象経費の1/3の額を超える場合にあっては、都の助成金額は、上記より算出した額から助成対象経費の1/3の額を超える国補助等の額を差し引いた額とします。



- (3) 助成金額は5,000万円を上限とします。

※ 本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

令和4年3月31日（木曜日）（17:00必着）

本事業による助成金の交付申請は、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及びその他の必要な書類（表1）をとりまとめた上で受付期限までに原則、デジタル庁の電子申請システム「Jグランツ」（以下、「Jグランツ」とする。）を用いて提出してください。

※ 国補助金の交付申請を行う場合には、国補助金の交付申請と並行して申請することができます。ただし、本事業の交付決定は、国補助金の交付決定通知が発行されたことを確認した後に行います。

※ 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

（2）助成申請可能台数

1申請者（使用者）につき、制限はありません。1件の申請で複数台まとめて申請できます。

3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱別表第2参照）

表1 交付申請に必要な書類

	書類	備考
1	助成金交付申請書	第1号様式
2	誓約書※注1	第2号様式
3	登記事項証明書（現在事項全部証明書）※注1 （申請日時時点で、発行日から3か月以内のもの）	写し ※注2
4	納税証明書※注1 ※個人事業主は個人事業税納税証明書、法人は法人都民税	写し ※注2
5	購入予定車両の見積書（車両本体価格が明記されているもの。）	写し
6	国の交付決定通知書 ※ 国補助金を併用して受ける場合のみ必要	写し
7	リース見積書 ※リース事業者の場合のみ必要	写し
8	その他公社が必要と認める書類 ※ 国補助金と併用する場合で、申請段階で交付決定を受けていない場合には、国補助等の採択通知を添付すること。	

※注1 ・リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要。

・地方公共団体は提出不要。

※注2 書面提出の場合に限る。

※注3 記入例は様式をご確認ください。

3.3 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/fc-bus/download/>

< J グランツによる電子申請 >

デジタル庁の電子申請システム「J グランツ」にて申請書類をアップロードしてください。様式は公社のホームページからダウンロードしてお使いください。「J グランツ」での電子申請にあたっては、G ビズ I D の取得（無料）が必要です。申請から取得まで 2～3 週間を要しますのでお早めに準備してください。

「J グランツ」の操作方法は「J グランツ」のクイックマニュアル等をご参照ください。具体的な申請手法は個別に公社までご連絡ください

* G ビズ I D : <https://gbiz-id.go.jp/top/>

* J グランツ : <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

* J グランツでの申請の場合、全部事項証明書は不要です。

3.4 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- (2) 審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- (3) 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- (4) 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- (6) リース等で助成事業を行う場合の留意点は以下のとおりです。

リース期間等については、導入した助成対象バスを処分制限期間（5年）の間使用することを前提とした契約をしてください。なおリース事業者等が保有する助成対象バスを契約終了後にリースサービス等を受けていた貸与先に譲渡する契約も認めます。この場合、所有権移動後も、助成対象バスを助成金の交付目的に従って、その効率的運用を図ることとします。

※ 原則、本助成金により支援を受けて事業を行う助成対象バスを販売する事業者が、自身も助成金を活用して助成対象バスを所有することは、助成金交付の目的上ふさわしくないと考えられるため、助成金交付申請を行うことはできません。ただし、必要に応じて取引価格から利益相当分を排除することで、交付申請を行うことができます。

3.5 本助成金の交付決定（交付要綱第8参照）

公社は、本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行います。

本助成金を交付する場合にあつては助成金交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあつては助成金不交付決定通知書（第4号様式）により通知します。

※ 国補助金の申請を行っている場合には、当該国補助金の交付決定通知書が発行したことを確認した後、本助成金の交付決定を行います。

3.6 助成金交付の条件（交付要綱第9条参照）

公社は、交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとします。

- (1) 本要綱並びに本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、交付要綱第8条第4項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該事業をいう。以下同じ。）により取得した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (2) 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- (3) 公社が交付要綱第18条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。
- (4) 公社が交付要綱第19条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、交付要綱第21条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、交付要綱第21条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。
- (5) 公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。

4 計画の変更等

4.1 助成事業の計画変更（交付要綱第11条参照）

交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、以下の変更が生じた場合には、予め助成対象事業計画変更申請書（第6号様式）の提出をしてください。

- ・ 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ・ 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

申請を受け、変更の内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を申請者へ通知します。

4.2 事業者情報の変更（交付要綱第12条参照）

交付決定を受けてから処分制限期間を経過するまでの間に、以下の情報に変更があった場合は速やかに住所等の変更届出書（第7号様式）の提出をしてください。

- ・ 申請者の名称の変更(法人の代表者変更、社名変更など)
- ・ 申請者の住所変更

※ 処分制限期間については「6.4 処分の制限」をご確認ください。

※ 車検証における「使用の本拠の位置」が東京都内でなくなる場合には、処分に該当します。その場合には、事前に処分の手続きをしてください。処分の手続きについては「6.4 処分の制限」を参照してください。

4.3 助成対象事業の廃止（交付要綱第14条参照）

交付決定を受けてから実績報告書を提出するまでの期間に、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第8号様式）を提出してください。

申請を受け、廃止が妥当であると認めたときは、廃止を承認し、その旨を申請者へ通知します。

4.4 軽微な変更

(1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

- ・ 自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更
- ・ リース契約に関する変更

(2) 届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・ 変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・ 変更後の自動車検査証の写し
- ・ その他の変更が確認できる公的書類の写し

5 実績報告の提出

5.1 実績報告の提出（交付要綱第15条参照）

助成対象事業者は、国からの補助金額確定通知書を受領後30日以内に実績報告書（第9号様式）及び以下の表2に示した書類をデジタル庁の電子申請システム「Jグランツ」（以下、「Jグランツ」とする。）を用いて提出してください。

※国からの補助金を受けない場合は、助成事業実施後30日以内

表2 実績報告の添付書類

	必要書類	備考
1	実績報告書	第9号様式
2	購入車両の代金に係る請求書等 ※ 車両登録番号、車台番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。	写し
3	購入車両の代金の支払いに係る領収書	写し
4	購入車両の自動車検査証	写し
5	購入車両に係るリース契約書 ※リース事業者の場合のみ必要	写し
6	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者の場合のみ必要	
7	国の補助金額確定通知書 ※ 国補助金を併用して受ける場合のみ必要	写し
8	その他公社が必要と認める書類	

5.2 助成金額の確定等（交付要綱第16条参照）

公社は、実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が交付要綱第8条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成対象事業者に助成金確定通知書（第10号様式）により通知します。

5.3 助成金の交付等（交付要綱第17条参照）

助成対象事業者は、本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第11号様式）を提出してください。

※ 通帳の写しなど口座の確認が出来る書類も添付してください。

6 その他

6.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

被交付者は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

6.2 債権譲渡について（交付要綱第13条参照）

被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはなりません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

6.3 交付決定の取消し（交付要綱第18条参照）

- (1) 次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
 - ② 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。
 - ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

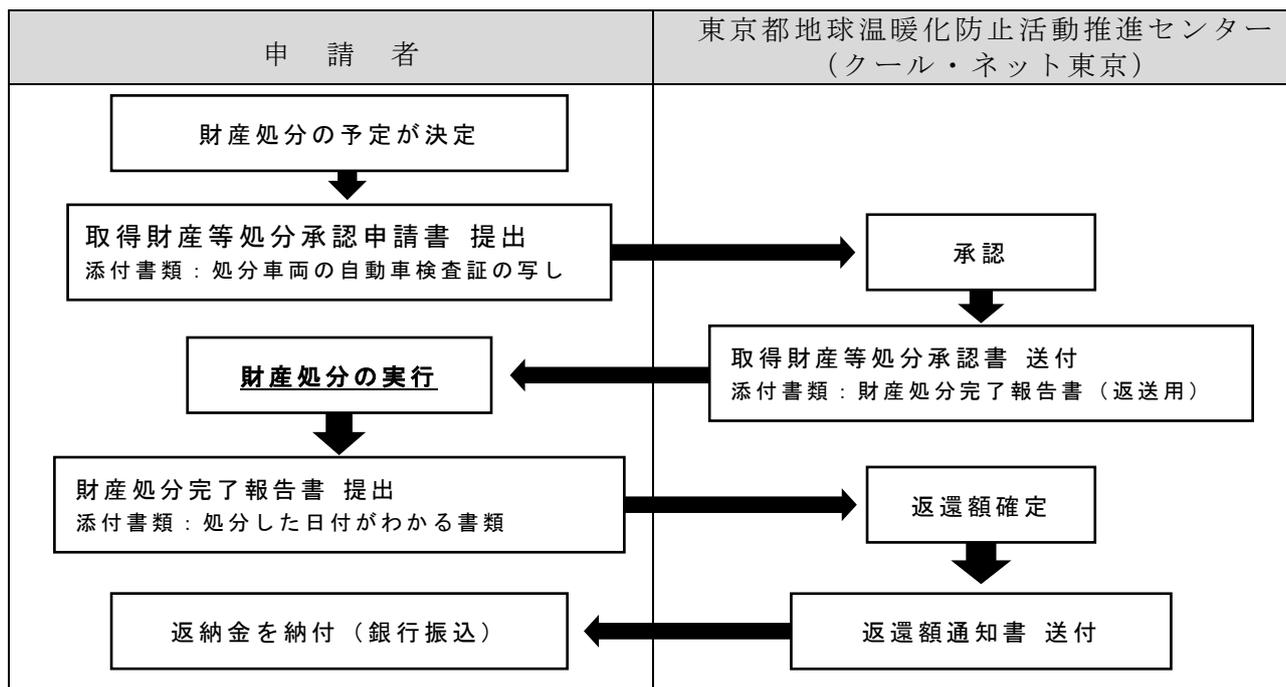
6.4 処分の制限（交付要綱第23条参照）

- (1) 助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。
- ① 助成対象バスに対する以下の行為
 - ・ 本助成金の交付の目的に反する使用
 - ・ 譲渡（売却・名義変更） ・ 交換 ・ 廃棄
 - ・ 貸付（リース事業者を除く） ・ 担保に供すること
 - ② 移転等により、助成対象事業で導入した燃料電池バスの「都内」に関する要件を満たさなくなること。
- (2) 本助成金には下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分	処分制限期間 (初度登録から起算)
燃料電池バス	5年（60ヶ月）

処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、次のフローに従い財産処分の承認申請を行ってください。

- ・ 承認申請書の様式は、クール・ネット東京のホームページからダウンロードできます。
- ・ 承認申請の提出先は、助成金申請時と同じです。
- ・ クール・ネット東京から承認通知を受領した後に処分を実行してください。
- ・ 事前にご連絡の上、承認申請は余裕をもって申請してください。
- ・ 承認前の処分や無届の処分は、交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。



- (3) 処分制限期間内に助成金を受領した車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産の処分に係る返還額通知書」に基づき納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right)$$

経過期間は初度登録日から所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）まで月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1カ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します。

ただし以下の場合には処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。

- ・ 天災等により、助成金を受領した車両が走行不能となり、抹消処分した場合

- ・ 過失の無い事故により、助成金を受領した車両が走行不能となり抹消処分した場合
- ・ クール・ネット東京が特に認める場合

6.5 助成事業の経理（交付要綱第25条）

助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等（表1及び表2に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類）を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存してください。

東京都
燃料電池バスの導入促進事業
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和3年9月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称：クール・ネット東京)
〒163-0810
東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NSビル 14階
TEL：03-5990-5159